

池田町コミュニティ育成交付金実施要綱

(目的)

第1条 コミュニティとは、一定の地域の中で共に暮らしを営むことで生まれる相互扶助の精神を共有する共同体である。この要綱は、老若男女の世代間交流や協働の地域活動、更には、地域の課題克服に向けた諸活動に対して交付金を交付することにより、コミュニティの誇りと相互扶助の営みを再生・向上することを目的とする。

(交付事業主体)

第2条 交付事業主体は、次に掲げる組織とする。

(1) コミュニティ交流事業

複数の集落の地域組織連合体

ただし、概ね100世帯以上の集落は複数の集落とみなす。

(2) コミュニティ活動促進事業

単独集落の地域組織、または、複数の集落の地域組織連合体

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、次に掲げる活動とする。

(1) コミュニティ交流事業

老若男女の世代間交流の促進を図るレクリエーション大会等の活動（飲食等を含む）

(2) コミュニティ活動促進事業

① 地区内の交流活動

子ども会、青年会、女性部等が主催し、老若男女が集う祭り等

② 地域課題の解決に向けた自治活動

防災活動や地域の課題克服に向けた調査学習活動等

(交付金の額及び限度額)

第4条 交付金の額及び限度額は、次に掲げる額とする。

(1) コミュニティ交流事業

交付額は、事業費の50%（ただし、飲食に係る経費は30%）とし、10万円を限度とする。

(2) コミュニティ活動促進事業

交付額は、事業費の50%とし、30万円を限度とする。

(交付対象経費)

第5条 交付金の対象経費は、別表に掲げる経費とする。また、町内の地域経済循環の活性化から生業を育むため、町内で購入や委託が可能なものについては、町内のものを優先する他、役場等所有の備品等で利活用できるものを優先とする。

(申請の手続)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(コミュニティ交流事業は様式3-①、コミュニティ活動促進事業は様式3-②)

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書により申請されたものについて調査し適正と認めた場合には、交付金の交付を決定し、その決定内容及びこれらに付した条件を申請者に交付決定通知書(様式4)にて通知するものとする。

(事業の報告)

第8条 交付申請者は、当該年度の事業が完了した後、すみやかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式5)(及び、その電子データ)
- (2) 収支決算書(コミュニティ交流事業は様式6-①、コミュニティ活動促進事業は様式6-②)
- (3) 交付対象事業にかかる経費報告書(領収書の写し)
- (4) 活動写真
- (5) 必要に応じて許認可に関する書類

(交付金の請求)

第9条 交付申請者は、前条の報告の後に交付額が確定し次第、交付金請求書(様式7)を町長に提出するものとする。

(交付金の重複受給の禁止)

第10条 交付対象とする事業について、他の補助金との重複受給はできない。ただし、他の補助金と交付対象経費が明確に区分できるもので、他の補助金の規定を妨げない場合においては併用することができるものとする。

(交付金の取消等)

第11条 交付金の取消等については、池田町補助金等交付規則（昭和52年規則第2号）に定めるところによる。

(景観・環境への配慮)

第12条 事業の実施にあたっては、景観・環境に充分配慮すること。

(事業の公表)

第13条 提出された電子データの事業報告の公表を広報誌等にて行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、施行の日から3年を経過する日において、必要な見直しを行うこととする。

別表

事業名	コミュニティ交流事業	コミュニティ活動促進事業
対象経費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 手数料 保険料 会場使用料及び賃借料 出演料 音響照明委託費 食糧費	視察旅費交通費 講師等謝礼 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 手数料 保険料 会場使用料及び賃借料 出演料 音響照明委託費 備品購入費
備考		ただし、屋台店等に係る資材・食材等は対象外とする。

様式 1

平成 年 月 日

池田町長 様

申請者 住所

団体名

代表者名

池田町コミュニティ育成交付金交付申請書

私は、池田町コミュニティ育成交付金実施要綱に基づき、下記のとおり
(コミュニティ交流事業 コミュニティ活動促進事業)
を実施したく、同要綱の規定により交付金の交付申請をいたします。

記

1. 事業の内容

事業名	
交付事業	コミュニティ交流事業 コミュニティ活動促進事業
事業主体	
交付金申請額	
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式 2)
- (2) 収支予算書 (コミュニティ交流事業は様式 3-①、コミュニティ活動促進事業は様式 3-②)

様式2

池田町コミュニティ育成交付金交付 事業計画書

- 1 事業名
- 2 交付事業 (コミュニティ交流事業 コミュニティ活動促進事業)
- 3 事業主体
- 4 事業主体の地域の現状と課題 (人口等)
- 5 事業の狙い
- 6 事業の内容
- 7 事業開始年月日及び完了年月日
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 8 想定する成果

様式3-①

コミュニティ交流事業 収支予算書

科目		計画	交付額	備考
収 入	自己負担			
	交付金収入			
	その他収入			
	合計			
支 出	消耗品費			
	燃料費			
	印刷製本費			
	光熱水費			
	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
	会場使用料及び賃借料			
	出演料			
	音響照明委託費			
	食糧費			交付額は30%まで
合計				
収支				

様式3-②

コミュニティ活動促進事業 収支予算書

科目		計画	交付額	備考
収 入	自己負担			
	交付金収入			
	その他収入			
	合計			
支 出	視察旅費交通費			
	講師等謝礼			
	消耗品費			
	燃料費			
	印刷製本費			
	光熱水費			
	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
	会場使用料及び賃借料			
	出演料			
	音響照明委託費			
	備品購入費			
合計				
収支				

様式 4

池田町指令 第 号

平成 年 月 日

池田町コミュニティ育成交付金交付決定通知書

様

池田町長

池田町コミュニティ育成交付金実施要綱に基づき、下記のとおり池田町コミュニティ育成交付金の交付決定を通知します。

記

事業名	
交付事業	コミュニティ交流事業 コミュニティ活動促進事業
事業主体	
交付予定額	
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
条件	

様式5

池田町コミュニティ育成交付金 事業報告書

- 1 事業名
- 2 交付事業 (コミュニティ交流事業 コミュニティ活動促進事業)
- 3 事業主体
- 4 事業の結果
- 5 事業の成果
- 6 事業開始年月日及び完了年月日
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 7 事業費総額
- 8 次の段階への展望

様式6-①

コミュニティ交流事業 収支決算書

科目		計画	実績	交付額	備考
収 入	自己負担				
	交付金収入				
	その他収入				
	合計				
支 出	消耗品費				
	燃料費				
	印刷製本費				
	光熱水費				
	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
	会場使用料及び賃借料				
	出演料				
	音響照明委託費				
	食糧費				交付額は30%まで
	合計				
収支					

様式6-②

コミュニティ活動促進事業 収支決算書

科目		計画	実績	交付額	備考
収 入	自己負担				
	交付金収入				
	その他収入				
	合計				
支 出	視察旅費交通費				
	講師等謝礼				
	消耗品費				
	燃料費				
	印刷製本費				
	光熱水費				
	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
	会場使用料及び賃借料				
	出演料				
	音響照明委託費				
	備品購入費				
	合計				
収支					

様式 7

平成 年 月 日

池田町長 様

住所

団体名

代表者名 印

池田町コミュニティ育成交付金請求書（精算払）

平成 年 月 日付け池田町指令 第 号で交付決定
を受けた平成 年度池田町コミュニティ育成交付金（コミュニティ交流
事業 コミュニティ活動促進事業）を交付されるよう池田町コミュニテ
ィ育成交付金実施要綱の規定に基づき請求いたします。

金 _____ 円

口座 振込先	銀行 支店
口座の 種類	普通 当座
口座 番号	
口座 名義人	

添付書類

1. 債権者登録していない場合、債権者登録用紙